はたらく住環境応援事業交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、町内定住人口の増加とともに町内に居住する従業員等の福利厚生の充実と職住近接の促進を図るため、事業者が町内に社宅等を新たに建設した場合、その費用の一部を補助するものとし、その交付等に関しては町費補助金交付規則（昭和４２年規則第５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）事業者　法人及び個人

（２）従業員等　事業者に雇用されている者及び事業者の役員

（３）社宅等　事業者が従業員等の居住を目的として、町内に新築により取得した利用上の独立性のある居室を有する居宅、共同住宅及び寄宿舎をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する事業者とする。

（１）町内に社宅等を建設する事業者

（２）申請日の属する年度の前年度において納付すべき市町村民税及び公共料金の滞納がないこと。

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条第６号に規定する暴力団員に該当しないこと。

（４）暴力団又は暴力団員と密接な関係若しくは社会的に非難される関係を有しないこと。

２　前項各号にかかわらず、その他、町長が不適当と認めたものは補助対象者としない。

　（補助対象者の責務）

第４条　補助対象者は、補助金の交付対象となる社宅等（以下「補助対象社宅」という。）に入居する従業員等については町内に住所を定めるよう努めなければならない。

（交付要件）

第５条　補助対象社宅は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

（１）事業者が、新築により取得した社宅等であること。

（２）補助対象社宅の入居者は従業員等の属する世帯員であること。

（対象経費）

第６条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、社宅等の新築に係る費用とする。ただし、土地及び減価償却の対象となる資産の費用並びに租税公課は除く。

（交付額）

第７条　補助金の交付額は、前条に掲げる補助対象経費の２分の１以内とする。ただし、次の各号を限度とする。

（１）１戸の課税床面積が１０㎡以上５０㎡未満　１戸につき　３００，０００円

（２）１戸の課税床面積が５０㎡以上　　　　　　１戸につき　５００，０００円

２　前項に規定する補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第８条　規則第２条の規定による補助金の交付申請は、はたらく住環境応援事業補助金交付申請書（様式第１号）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（１）付近見取図（縮尺は任意）

（２）配置図（縮尺１，０００分の１以上）

（３）各階平面図及び立面図

（４）納税証明書又は非課税証明書

（５）法人の場合は直近の決算書類、定款及び商業登記簿謄本

（６）建物の工事見積書

（７）補助対象社宅へ入居する者の雇用に関する書類

（８）その他町長が必要と認める書類

（審査会の設置）

第９条　申請書の内容を審査するため審査会を設置する。

２　審査会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

（１）副町長

（２）総務課長

（３）税務住民課長

（４）町民課長

（５）産業建設課長

（６）福祉課長

３　審査会の委員長は、副町長をもって充てる。

４　審査会は、必要に応じ委員長が招集し、会議の議長となる。

５　審査会の事務局は、産業建設課商工観光労働係に置く。

（交付決定）

第１０条　町長は、前条の規定による審査会の審査結果を受けたときは、補助金の交付又は不交付の決定をしなければならない。

２　規則第４条の規定による交付決定の通知は、はたらく住環境応援事業補助金交付決定通知（様式第２号）によるものとし、当該決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に通知する。

（変更等の手続き）

第１１条　交付決定者は、補助事業の内容を変更し、又は中止するときは、はたらく住環境応援事業変更（中止）承認申請書（様式第３号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第１２条　規則第７条の規定による実績報告は、はたらく住環境応援事業実績報告書（様式第４号）によるものとし、次に掲げる書類を添付し町長に提出しなければならない。

（１）建築確認申請が必要な工事にあたっては、建築基準法に規定する検査済証の写し

（２）工事に要した経費を明らかにできる書類（領収書又はこれに準じるものの写し）

（３）工事写真（着工前・完成）

（４）登記済権利書（建物の所有権保存登記）

（５）その他町長が必要と認める書類

（交付の請求）

第１３条　補助金の請求は、はたらく住環境応援事業補助金交付請求書（様式第５号）によるものとする。

（交付決定の取消）

第１４条　町長は、交付決定者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（１）虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

（２）第３条各号のいずれかに該当しないとき又は該当しないことが判明したとき。

（３）交付決定者が交付決定日から起算して５年以内に当該社宅等を他の目的で使用したとき。

（４）前各号に掲げるもののほか、町長が、補助金を交付することが著しく不適当であると認めるとき。

（補助金の返還）

第１５条　町長は前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、当該交付決定者に補助金の返還を命じるものとする。ただし、町長が特別の事情がある場合において必要と認めたときは、補助金の返還を免除することができる。

（委任）

第１６条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年４月２日から施行する。

（有効期限）

２　この要綱は、平成３３年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第１４条及び第１５条の規定の適用については、この要綱の失効後においても、なおその効力を有する。

附 則

　（施行期日）

この要綱は、平成３０年６月６日から施行する。

附 則

（施行期日）

　この要綱は、平成３０年１０月１日から施行する。